## 茨木市こども食堂報償金支給要綱

(目的)

第1 この要綱は、こどもに家庭的な雰囲気の食事並びに学習または交流の場を提供するこども食堂(以下「こども食堂」という。)を運営する事業に対し、市が報償金を交付することによりこどもの食事及びこどもが安心して過ごせる居場所の提供を促進し、もってこどもが抱える悩み、家庭環境等の問題を早期に発見することを目的とする。

(支給対象者)

- 第2 報償金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団体又は個人とする。
  - (1) 第5の申請時において納付すべき納期限の到来した市税を完納していること。
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法津(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係にある者でないこと。

(支給対象事業)

- 第3 報償金の支給の対象となる事業は、支給対象者が実施する次に掲げる事業とする。
  - (1) こども食堂の運営に係る次のアからキのいずれにも該当する事業 (第4において「運営事業」という。)
    - ア 市内でこども食堂を原則として毎月1回以上開催する事業であること。
    - イ こども食堂を利用する者から徴収する金額が無料又は実費に相当する範囲内 である事業であること。
    - ウ 営利、政治又は宗教的活動を目的としない事業であること。
    - エ 国又は地方公共団体からの補助金等の交付を受けていない事業であること。
    - オ こども食堂を利用する者の様子を見守り、必要に応じて専門の支援機関につ なぐ事業であること。
    - カ 食品衛生責任者養成講習会を修了した者、またはそれと同等以上の資格を有する者をおくことを基本とし、常に食品衛生に配慮した運営に努め、必要に応じて保健所に相談する事業であること。
    - キ 公序良俗に反する活動をしていない事業であること。
  - (2) 報償金の支給の対象となる前号に係る事業を行う者が、こども食堂を開催する施設ごとに、公益社団法人大阪食品衛生協会が行う食品関係者等の衛生知識の向上と自主衛生管理の徹底をはかることを目的とした食品衛生責任者養成講習会を

受講した者を1人配置することを目的として、当該講習会を受講させる事業(第4において「食品衛生責任者養成講習会受講事業」という。)のうち、市長が認めるもの。

(報償金の額)

- 第4 報償金の額は、次に掲げる額とする。
  - (1) 運営事業 2,000円にこども食堂の開催回数を乗じて得た額(同一のこども食堂を運営する団体又は個人がこども食堂を開催する施設ごとに、1年度当たり96回を上限とする。)とする。
  - (2) 食品衛生責任者養成講習会受講事業 講習会の受講料に相当する額に講習会受講回数(同一のこども食堂を運営する団体又は個人がこども食堂を開催する施設ごとに、1年度当たり1回を上限とする。)を乗じて得た額とする。

(報償金の支給申請)

- 第5 報償金の支給を受けようとするものは、茨木市こども食堂報償金支給申請書兼 請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて事業実施年度の末日までに市長に 申請しなければならない。
  - (1) 運営事業にあっては事業報告書及び誓約書
  - (2) 食品衛生責任者養成講習会受講事業にあっては受講に係る領収書並びに修了証書及び従事報告書

(報償金の支給決定)

- 第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において報償金を決定し、申請者に対し茨木市こども食堂報償金支給決定通知書(様式第2号)により通知する。
  - 2 市長は、前項の規定により報償金の支給を決定したときは、申請者に報償金を支給するものとする。

(報償金の取消し等)

- 第7 市長は、報償金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれか に該当するときは、報償金を支給せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を 返還させることができる。
  - (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
  - (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、報償金の支給について必要な事項は、市長が別 に定める。 附則

- この要綱は、平成29年5月23日から実施し、平成29年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和元年5月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和2年2月18日から実施し、令和元年10月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和2年6月17日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

年 月 日

(あて先) 茨木市長

 住 所

 団体名

 代表者名

茨木市こども食堂報償金支給申請書兼請求書

茨木市こども食堂報償金の支給を次のとおり申請します。

1 支給申請額

円

2 添付書類

報償金の支給を決定したときは、次の口座へ振り込んでください。

振込先口座	金融機関名		銀行		本店
			金庫	店名	支店
			農協		出張所
	預金種別	普通・当座	フリガナ		
	口座番号		口座名義		

## [同意]

茨木市こども食堂報償金の審査のために必要があるときは、私(法人及び団体を含む。)の納税状況について茨木市長が市税納付状況に関する資料で確認することに同意します。

団体名 代表者名

印

住 所団体名代表者名

様

## 茨木市こども食堂報償金支給決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市こども食堂報償金は、次のとおり支給します。

- 1 支給決定額 円
- 2 支給予定日 年 月 日

年 月 日

茨 木 市 長

印